

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案す る新たな措置の内容
山口県 周南市、(株)トクヤマ徳山 製造所、東ソー(株)南陽 事業所、出光興産(株)徳 山事業所、(株)トクヤマロ ジスティクス、長府工産 (株)	地域資源を 活用した新 たなビジネ ス創出特区 “「小さな拠 点の活性 化、雇用創 出、新たな エネルギー 活用」のた めの総合改 革拠点”	山口県内	<p>日常生活支援機能等を拠点化した 基幹的集落を中心とするネットワー ク圏を形成し、近隣の中心都市と連携 しながら、地域産業振興と人口定住 促進を図る山口版「小さな拠点」とな る「やまぐち元気生活圈」を支え、活 力を与えるため、地域資源を活用し た新たなビジネスを創出・誘致する。 また、山口県オリジナルの支援ス キームのもと、中山間地域等におけ る女性の創業を促進するとともに、新 たなビジネス創出の主役となる中小 ベンチャー企業の事業承継を独自の 手法で円滑化する。</p> <p>さらに、高純度で日本有数の生成 量を誇る副生水素を活用した新たな 産業創出と地域づくりを進め、先進 的なモデルを構築し、全国への水平 展開により水素エネルギー社会の加 速化につなげていく。</p> <p>【中山間地域の未利用資源を活用し たビジネスの創出】</p> <p>①中山間地域の基幹産業である農 業分野の新たなビジネス展開の促進</p> <p>②中山間地域の資源や特性を活か した付加価値の高いツーリズムによ る交流ビジネスの創出</p> <p>③元気生活圈を支える地域コミュニ ティ組織等によるビジネスの創出</p>	<p>【中山間地域の未利用資源を活用したビ ジネスの創出】</p> <p>①中山間地域の基幹産業である農業分野 の新たなビジネス展開の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落営農法人の収益拡大を通じた雇用 力の強化</li> <li>・地域住民の日常生活環境整備の促進</li> </ul> <p>②中山間地域の資源や特性を活かした付 加価値の高いツーリズムによる交流ビジ ネスの創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小さなヘルスケアビジネスモデルの創出</li> <li>・湯治客の長期滞在化による経済効果の 拡大や、観光客や住民向けの健康づくりの 促進</li> <li>・交流人口の拡大</li> </ul> <p>③元気生活圈を支える 地域コミュニティ組 織等によるビジネスの創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活圈における基幹的集落の運営・経営 を行う地域コミュニティ組織の育成</li> <li>・持続可能な活動のための運営基盤の強 化による住民主体の課題の解決促進</li> <li>・空き家利活用の促進</li> <li>・移住の促進</li> </ul>	<p>農事組合法人が実施できる事 業は、農業協同組合法により、 農業関連事業に限定</p> <p>農家レストランは、農用地区域 内においては、農地転用許可の 制限等により設置困難</p> <p>旅館業法施行規則第5条におけ る農林漁業体験民宿業の構造 設備基準の特例については、農 林漁業者が営む場合に限られ ており、地域コミュニティ組織や 農事組合法人については当該 特例が非適用となるため、客室 面積33㎡未満の農林漁家業体 験民宿の開業ができない。</p>	<p>農業協同組合法第72 条の8</p> <p>農業振興地域の整備 に関する法律第3条第 4号</p> <p>旅館業法施行規則第 5条</p>	<p>農業協同組合法の特例によ り生活支援サービスの提供を 実施可能な付帯事業とする</p> <p>女性創業者が地域で生産さ れる農畜産物等の提供をお こなう農家レストランを開業す る場合について、農用地区域 に設置できるよう要件緩和す る</p> <p>法人化している地域コミュニ ティ組織や農事組合法人等 が農林漁業体験民宿業を営 む場合についても、農林漁業 体験民宿業の構造設備基準 の特例を適用する</p>

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案す る新たな措置の内容
<p>山口県 周南市、(株)トクヤマ徳山 製造所、東ソー(株)南陽 事業所、出光興産(株)徳 山事業所、(株)トクヤマロ ジスティクス、長府工産 (株)</p>	<p>地域資源を 活用した新 たなビジネ ス創出特区 “「小さな拠 点の活性 化、雇用創 出、新たな エネルギー 活用」のた めの総合改 革拠点”</p>	<p>山口県内</p>	<p>【中山間地域の未利用資源を活用し たビジネスの創出】 ①中山間地域の基幹産業である農 業分野の新たなビジネス展開の促進 ②中山間地域の資源や特性を活か した付加価値の高いツーリズムによ る交流ビジネスの創出 ③元気生活圏を支える地域コミュニ ティ組織等によるビジネスの創出</p>	<p>【中山間地域の未利用資源を活用したビジ ネスの創出】 ①中山間地域の基幹産業である農業分野 の新たなビジネス展開の促進 ・集落営農法人の収益拡大を通じた雇用 力の強化 ・地域住民の日常生活環境整備の促進 ②中山間地域の資源や特性を活かした付 加価値の高いツーリズムによる交流ビジネ スの創出 ・小さなヘルスケアビジネスモデルの創出 ・湯治客の長期滞在化による経済効果の 拡大や、観光客や住民向けの健康づくりの 促進 ・交流人口の拡大 ③元気生活圏を支える 地域コミュニティ組 織等によるビジネスの創出 ・生活圏における基幹的集落の運営・経営 を行う地域コミュニティ組織の育成 ・持続可能な活動のための運営基盤の強 化による住民主体の課題の解決促進 ・空き家利活用の促進 ・移住の促進</p>	<p>受入地域協議会や地域コミュニ ティ組織等が、体験型旅行に係 る企画募集や、宿泊、交通の手 配を行う場合、移住促進に向け た暮らし体験ツアーを企画募集 する場合には、旅行業者の登録が 必要となり、旅行業務取扱管理 者設置や営業保証金の供託など を行わなければならない。</p>	<p>旅行業法第3条、第7 条、第11条の2</p>	<p>法人化している地域コミュニ ティ組織等が、 A.当該組織の構成員である 宿泊業者や旅客自動車運送 事業者の宿泊施設、運送機 関を利用した少人数の体験 型旅行の企画募集等を行う 場合 又は B.移住促進を目的として行う 暮らし体験ツアー等の企画募 集等を行う場合は、 ①旅行業法の適用除外とす る。 又は ②旅行業法における下記事 項については、適用除外とす る。 ・旅行業務取扱管理者の設 置要件 ・基準財産要件 ・営業保証金の供託 ※域内の少額な旅行企画に 限定し、かつ地域で責任を担 保する体制を構築すること により、消費者保護を図る。</p>
					<p>地域経営を行おうとする地域コ ミュニティ組織がNPO法人化す る場合、認証までに時間がかか る。</p>	<p>特定非営利活動促進 法第10条第2項</p>	<p>地域コミュニティ組織等がNP O法人化する場合について、 設立認証申請時の縦覧期間 を短縮</p>

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案す る新たな措置の内容
<p>山口県 周南市、(株)トクヤマ徳山 製造所、東ソー(株)南陽 事業所、出光興産(株)徳 山事業所、(株)トクヤマロ ジスティクス、長府工産 (株)</p>	<p>地域資源を 活用した新 たなビジネ ス創出特区 “「小さな拠 点の活性 化、雇用創 出、新たな エネルギー 活用」のた めの総合改 革拠点”</p>	<p>山口県内</p>	<p>【中山間地域の資源を活用したビジ ネス誘致】 ④中山間地域へのビジネス誘致によ る移住者と雇用の創出</p>	<p>【中山間地域の資源を活用したビジネス誘 致】 ④中山間地域へのビジネス誘致による移 住者と雇用の創出 ・若者を中心とするUJIターン者の増加 ・若者や女性の雇用の場の創出 ・テレワーク等の新しい働き方の普及・浸透 を通じた若者・女性の定住 ・多様な人材の交流による新たな事業・ サービスの創出 ・廃校や古民家などの遊休施設の利活用 の促進 ・新しい集落活性化モデルの構築</p>	<p>国の補助金等を活用して建設さ れた廃校等の公共施設を誘致 事業者の利用に供する際には、 補助金等適正化法に基づき、転 用の手続きやこれに伴う補助金 の返還などが必要となることが 多い</p>	<p>・補助金適正化法第 22条 【文部科学省】 公立学校施設整備費 補助金等に係る財産 処分の承認等につい て(平成20年6月18日 文部科学省大臣官房 文教施設企画部長通 知) 【防衛省】 防衛施設周辺地域の 生活環境等の整備等 に係る補助対象財産 の処分について(平成 20年7月28日 地方協 力局長通知)</p>	<p>市町と地域コミュニティ組織 (NPO等)の合意の下に作成 された地域の将来計画等に 廃校等の遊休公共施設の活 用方針が明確に位置づけら れている場合は、廃校となっ た公立小中学校施設の財産 処分において、地域コミュニ ティ組織等に有償で譲渡もし くは貸与する場合の①大臣 への承認手続きの報告への 簡素化、②国庫納付及び基 金積み立てを不要とする。</p>

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案す る新たな措置の内容
<p>山口県 周南市、(株)トクヤマ徳山 製造所、東ソー(株)南陽 事業所、出光興産(株)徳 山事業所、(株)トクヤマロ ジスティクス、長府工産 (株)</p>	<p>地域資源を 活用した新 たなビジネ ス創出特区 “「小さな拠 点の活性 化、雇用創 出、新たな エネルギー 活用」のた めの総合改 革拠点”</p>	<p>山口県内</p>	<p>【中山間地域の資源を活用したビジ ネス誘致】 ④中山間地域へのビジネス誘致によ る移住者と雇用の創出</p>	<p>【中山間地域の資源を活用したビジネス誘 致】 ④中山間地域へのビジネス誘致による移 住者と雇用の創出 ・若者を中心とするUJIターン者の増加 ・若者や女性の雇用の場の創出 ・テレワーク等の新しい働き方の普及・浸透 を通じた若者・女性の定住 ・多様な人材の交流による新たな事業・ サービスの創出 ・廃校や古民家などの遊休施設の利活用 の促進 ・新しい集落活性化モデルの構築</p>	<p>サテライトオフィスの誘致活動を行 うために、首都圏と山口県内 の両方で活動を行うNPO法人 を設立することとしているが、認 証までに時間がかかる。</p>	<p>特定非営利活動促進 法第10条第2項</p>	<p>地域コミュニティ組織等がNP O法人化する場合について、 設立認証申請時の縦覧期間 を短縮</p>
			<p>【女性創業によるビジネスの創出】 ⑤金融機関の女性創業支援会社へ の参画促進 ⑥女性の「農家レストラン」「農家民 宿」の開業の促進</p>	<p>【女性創業によるビジネスの創出】 ⑤ 金融機関の女性創業支援会社への参 画促進 ・銀行からの増資が可能となることにより、 本県独自の創業支援の強化と民間主導の 持続可能なスキームへの移行が可能 ⑥ 女性の「農家レストラン」「農家民宿」の 開業の促進 ・女性の活躍促進 ・ビジネスモデルの多様化(隣接農地で採 れた野菜を活用した食の提供等) ・女性の農業参入を通じた、「半農半X型」 定住・移住の促進</p>	<p>誘致活動を行うNPO法人が、視 察ツアー等の企画募集する場 合、旅行業者の登録が必要とな り、旅行業務取扱管理者設置や 営業保証金の供託などを行わな なければならない。</p>	<p>旅行業法第3条、第7 条、第11条の2</p>	<p>誘致活動を行うNPO法人が 視察ツアー等の企画募集等 を行う場合は、 ①旅行業法の適用除外とす る。 又は ②旅行業法における下記事 項については、適用除外とす る。 ・旅行業務取扱管理者の設 置要件 ・基準財産要件 ・営業保証金の供託 ※域内の少額な旅行企画に 限定し、かつ地域で責任を担 保する体制を構築すること により、消費者保護を図る。</p>
					<p>銀行法による金融機関が一般 事業会社の議決権の5%を超え て取得し、又は保有することの 禁止規定(5%ルール)があるこ とにより、金融機関の出資に制 約</p>	<p>銀行法第16条の3</p>	<p>現行の議決権の取得の制限 を緩和し、女性創業支援会社 に関しては、金融機関による 5%以上の議決権取得を認 める。</p>

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案す る新たな措置の内容
<p>山口県 周南市、(株)トクヤマ徳山 製造所、東ソー(株)南陽 事業所、出光興産(株)徳 山事業所、(株)トクヤマロ ジスティクス、長府工産 (株)</p>	<p>地域資源を 活用した新 たなビジネ ス創出特区 “「小さな拠 点の活性 化、雇用創 出、新たな エネルギー 活用」のた めの総合改 革拠点”</p>	<p>山口県内</p>	<p>【新たなビジネス創出の主役となる中小・ベンチャー企業の事業承継促進】 ⑦証券会社による第三者割当増資の引き受けによる円滑な事業承継促進</p>	<p>【新たなビジネス創出の主役となる中小・ベンチャー企業の事業承継促進】 ⑦証券会社による第三者割当増資の引き受けによる円滑な事業承継促進 ・経営者の世代交代を促進し、若手経営者の思い切った経営革新により、新たなビジネス創出や経営革新を促進 ・事業継承不安を解消することにより、新たなビジネス創出のための投資を促進</p>	<p>中小企業投資育成会社だけに 限定されているため、身近な地 域において制度活用を可能とす ることが必要</p>	<p>中小企業投資育成株 式会社法</p>	<p>中小企業投資育成株式会 社の直接改正とはならない が、同法の適用を受けている 3会社のみ認められている引 受株価算定方式を、友好保 有等一定の条件の下に一般 の証券会社に適用</p>
			<p>【副生水素の利活用による新たな産業創出と地域づくり、先進的モデルの形成】 【水素エネルギー社会の加速化】 ⑧高純度副生水素の回収及びコンビナート間の融通 ⑨水素を地域に供給・利活用するためのパイプラインの設置 ⑩「純水素型燃料電池システム」に組み込まれる「純水素ボイラー型貯湯ユニット」の開発 ⑪燃料電池フォークリフトの利用促進 ⑫液化水素輸送コンテナを活用した海上輸送等の実施</p>	<p>【副生水素の利活用による新たな産業創出と地域づくり、先進的モデルの形成】 ・水素ステーションを核とするまちづくりと水素を活用した新たなビジネスづくりの促進 ・4大都市圏以外の先進的なモデルとなるサプライチェーン(インフラとなるパイプラインの整備、純水素型燃料電池の普及促進、水素の広域輸送など)の構築 ・全国の苛性ソーダ工場立地エリアで適用可能なモデルとして水平展開 ・「東京オリンピック・パラリンピック」を契機とする水素エネルギー社会の加速化を図ることが可能 【水素エネルギー社会の加速化】 ・コンビナート企業から発生する大量かつ高純度の副生水素を液化し、全国各地に輸送することによって、水素エネルギー社会の到来を加速化</p>	<p>ガス事業法では大口ガス事業としての届け出が必要(企業間の水素ガス融通が困難)</p>	<p>ガス事業法第2条第7 項、第37条の7の4、第 37条の 9、第38条、 施行規則第4条</p>	<p>融通企業同士が水素エネル ギー利用に係る契約を締結 し責任を明確にすることで 「密接な関係」とみなして届け 出が不要な「特定供給」によ り企業間の水素ガス融通を 可能にする</p>

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案す る新たな措置の内容
山口県 周南市、(株)トクヤマ徳山 製造所、東ソー(株)南陽 事業所、出光興産(株)徳 山事業所、(株)トクヤマロ ジスティクス、長府工産 (株)	地域資源を 活用した新 たなビジネ ス創出特区 “「小さな拠 点の活性 化、雇用創 出、新たな エネルギー 活用」のた めの総合改 革拠点”	山口県内	【副生水素の利活用による新たな産 業創出と地域づくり、先進的モデル の形成】 【水素エネルギー社会の加速化】 ⑧高純度副生水素の回収及びコンビ ナート間の融通 ⑨水素を地域に供給・利活用するた めのパイプラインの設置 ⑩「純水素型燃料電池システム」に 組み込まれる「純水素ボイラー型貯 湯ユニット」の開発 ⑪燃料電池フォークリフトの利用促 進 ⑫液化水素輸送コンテナを活用した 海上輸送等の実施	【副生水素の利活用による新たな産業創出 と地域づくり、先進的モデルの形成】 ・水素ステーションを核とするまちづくりと 水素を活用した新たなビジネスづくりの促 進 ・4大都市圏以外の先進的なモデルとなる サプライチェーン(インフラとなるパイプライン の整備、純水素型燃料電池の普及促 進、水素の広域輸送など)の構築 ・全国の苛性ソーダ工場立地エリアで適用 可能なモデルとして水平展開 ・「東京オリンピック・パラリンピック」を契機 とする水素エネルギー社会の加速化を図る ことが可能 【水素エネルギー社会の加速化】 ・コンビナート企業から発生する大量かつ 高純度の副生水素を液化し、全国各地に 輸送することによって、水素エネルギー社 会の到来を加速化	水素パイプライン敷設に対する 技術基準がないため、敷設に当 たっては、独自の水素漏えい防 止対策等が必要	-	パイプライン設置のための早 期の技術基準の制定
					「純水素ボイラー型貯湯ユニッ ト」について現行の家庭用ガス 温水機器に準じた日本工業規 格がない	工業標準化法	現行の家庭用ガス温水機器 に準じた日本工業規格の制 定(家庭等への普及促進を 図るためには、JIS認証によ る安全性の担保が必要)

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案す る新たな措置の内容
<p>山口県 周南市、(株)トクヤマ徳山 製造所、東ソー(株)南陽 事業所、出光興産(株)徳 山事業所、(株)トクヤマロ ジスティクス、長府工産 (株)</p>	<p>地域資源を 活用した新 たなビジネ ス創出特区 “「小さな拠 点の活性 化、雇用創 出、新たな エネルギー 活用」のた めの総合改 革拠点”</p>	<p>山口県内</p>	<p>【副生水素の利活用による新たな産 業創出と地域づくり、先進的モデル の形成】 【水素エネルギー社会の加速化】 ⑧高純度副生水素の回収及びコンビ ナート間の融通 ⑨水素を地域に供給・利活用するた めのパイプラインの設置 ⑩「純水素型燃料電池システム」に 組み込まれる「純水素ボイラー型貯 湯ユニット」の開発 ⑪燃料電池フォークリフトの利用促 進 ⑫液化水素輸送コンテナを活用した 海上輸送等の実施</p>	<p>【副生水素の利活用による新たな産業創出 と地域づくり、先進的モデルの形成】 ・水素ステーションを核とするまちづくりと 水素を活用した新たなビジネスづくりの促 進 ・4大都市圏以外の先進的なモデルとなる サプライチェーン(インフラとなるパイプライン の整備、純水素型燃料電池の普及促 進、水素の広域輸送など)の構築 ・全国の苛性ソーダ工場立地エリアで適用 可能なモデルとして水平展開 ・「東京オリンピック・パラリンピック」を契機 とする水素エネルギー社会の加速化を図る ことが可能 【水素エネルギー社会の加速化】 ・コンビナート企業から発生する大量かつ 高純度の副生水素を液化し、全国各地に 輸送することによって、水素エネルギー社 会の到来を加速化</p>	<p>燃料電池フォークリフトの公道 走行については、道路運送車両 法(車両登録・車検)、自動車損 害賠償保障法(自賠責保険)道 路交通法(運転免許)により、現 行法では一定の要件を満たすこ とが必要</p>	<p>道路運送車両法第4 条、第58条(車両登 録・車検) 自動車損害賠償保障 法第5条(自賠責保 険) 道路交通法第85条 (運転免許)</p>	<p>水素ステーション立地予定地 の隣接地には、フォークリフト を使用している企業団地が 存在している。当該水素ス テーションにおいて、水素を 充填できるよう、走行エリア・ 走行目的等を限定した許可 や、仮プレートの交付等の規 制緩和により、①自動車登録 をしていない、②自動車検査 証の交付をうけていない、③ 自賠責保険に加入していな い燃料電池フォークリフトに ついて、運転免許の交付を受 けない状態で公道走行を可 能にする。 ※安全を担保する代替措置 等:フォークリフトの公道走行 を行う場合には、フォークリ フトの講習を受けた者、フォー クリフト運転歴などを踏まえ、 フォークリフトの運転に熟知 した者が対応する。</p>

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案す る新たな措置の内容
山口県 周南市、(株)トクヤマ徳山 製造所、東ソー(株)南陽 事業所、出光興産(株)徳 山事業所、(株)トクヤマロ ジスティクス、長府工産 (株)	地域資源を 活用した新 たなビジネ ス創出特区 “「小さな拠 点の活性 化、雇用創 出、新たな エネルギー 活用」のた めの総合改 革拠点”	山口県内	【副生水素の利活用による新たな産 業創出と地域づくり、先進的モデル の形成】 【水素エネルギー社会の加速化】 ⑧高純度副生水素の回収及びコンビ ナート間の融通 ⑨水素を地域に供給・利活用するた めのパイプラインの設置 ⑩「純水素型燃料電池システム」に 組み込まれる「純水素ボイラー型貯 湯ユニット」の開発 ⑪燃料電池フォークリフトの利用促 進 ⑫液化水素輸送コンテナを活用した 海上輸送等の実施	【副生水素の利活用による新たな産業創出 と地域づくり、先進的モデルの形成】 ・水素ステーションを核とするまちづくりと 水素を活用した新たなビジネスづくりの促 進 ・4大都市圏以外の先進的なモデルとなる サプライチェーン(インフラとなるパイプライン の整備、純水素型燃料電池の普及促 進、水素の広域輸送など)の構築 ・全国の苛性ソーダ工場立地エリアで適用 可能なモデルとして水平展開 ・「東京オリンピック・パラリンピック」を契機 とする水素エネルギー社会の加速化を図る ことが可能 【水素エネルギー社会の加速化】 ・コンビナート企業から発生する大量かつ 高純度の副生水素を液化し、全国各地に 輸送することによって、水素エネルギー社 会の到来を加速化	燃料電池フォークリフトの公道 走行については、道路運送車両 法(車両登録・車検)、自動車損 害賠償保障法(自賠責保険)道 路交通法(運転免許)により、現 行法では一定の要件を満たすこ とが必要	道路運送車両法第4 条、第58条(車両登 録・車検) 自動車損害賠償保 障法第5条(自賠責保 険) 道路交通法第85条 (運転免許)	水素ステーション立地予定地 の隣接地には、フォークリフト を使用している企業団地が 存在している。当該水素ス テーションにおいて、水素を 充填できるよう、走行エリア・ 走行目的等を限定した許可 や、仮プレートの交付等の規 制緩和により、①自動車登録 をしていない、②自動車検査 証の交付をうけていない、③ 自賠責保険に加入していな い燃料電池フォークリフトに ついて、運転免許の交付を受 けない状態で公道走行を可 能にする。 ※安全を担保する代替措置 等:フォークリフトの公道走行 を行う場合には、フォークリ フトの講習を受けた者、フォ ークリフト運転歴などを踏まえ、 フォークリフトの運転に熟知し た者が対応する。
					液化水素の海上輸送に係る基 準がない	船舶安全法	液化水素の陸上輸送に準じ た新たな基準の早期制定
					液化水素の陸上輸送を実施す る場合の長大トンネル(5,000m 以上)の通行規制	道路法第46条第3項	長大トンネルの通行規制の 緩和